

一人ひとりの人権が尊重された 心豊かな地域社会

広報11月号で紹介しましたが、12月4日～10日は第57回人権週間でした。そこで、今月は同和問題の経緯を振り返り、「山口県人権推進指針」を紹介し

○同和問題は、憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な社会問題であり、この問題の解決を図るため、国においては昭和44年に「同和対策特別措置法」を制定し、以来33年間特別対策を実施してきました。大島郡旧4町においても、道路改良等の環境整備事業を実施するとともに、同和教育推進大会や行政職員研修、各種教育講座の開催など、教育・啓発事業の推進に努めてきました。その結果、生活環境をはじめとする物理的較差

はほぼ解消され、平成14年度末、国の特別措置法は失効しました。旧4町においても、県が一般対策事業へ移行したのに伴い、町単独の特別対策事業終了に至っています。

県では、平成22年度までを指針期間とした「山口県人権推進指針」を策定しました。本町においても、指針の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据えた取り組みを推進していきたくと考えています。

※1月に「山口県人権推進指針」(概要版)を、各家庭に回覧する予定ですので、ぜひご覧ください。



周防大島⇄広島 高速バス出発式



周防久賀・岩国・錦帯橋⇄広島バスセンター間の高速バス運行を記念し、開業式(出発式)を開催します。

■日時/12月22日(木) 午前8時

■式典会場/久賀ふるさと館前駐車場(周防久賀駅横)

なお、当日8時20分出発の便に周防久賀駅からご乗車いただいたお客様にもれなく粗品を進呈します。

めざせ! かしこい消費者

住宅用火災報知器の訪問販売

相談は 山口県消費生活センター
☎083(924)0999

例で定める日から適用となります。この法改正によって懸念されるのが、悪質な訪問販売です。

「すぐに取り付けなければならぬ」などと契約を急がせたり、不適切な価格(市場価格を超える高価な価格)で販売したりする事業者もありますので、その場ですぐに契約しないで、他の事業者と比較するなど、契約は慎重に行なうことが大切です。また、公的機関の職員が家庭を訪問し、火災警報器を販売したり、特定の事業者の販売を委託したりすることはありません。

なお、訪問販売で火災警報器を契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

【相談】

事業者が訪問してきて「消防法が改正され、各家庭に火災警報器を設置するよう義務づけられた。すぐに取り付けなければ法律違反になる。」と言われ、契約をしてしまったが、本当に設置義務はあるのか。

【ワンポイント講座】

平成16年6月2日に消防法が改正され、一般住宅について、火災警報器の設置が必要となりました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は市町村条

一人で悩まず、
まず相談!

